

個人情報の第三者への提供についての同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、厚生労働省のガイドンスによれば、「被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側（健保組合等）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないもの」については、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は、黙示による包括的な同意が得られているものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項について上記の趣旨に該当するものとし、黙示による包括的な同意が得られたものとさせていただきます。同意されない場合には、当組合の「個人情報相談窓口」までご連絡ください。

- 1 「医療費のお知らせ」、「資格情報のお知らせ」は、被扶養者（家族）分もまとめて世帯単位で作成し被保険者本人に配布すること。
- 2 マイナ保険証を利用することでより質の高い医療の提供を受けることができるよう、被扶養者（家族）のマイナ保険証紐づけ状態、およびマイナンバーカード本体・電子証明書の有失効状態・有効期限を被保険者本人に連携すること。

■ 太陽生命健康保険組合「個人情報相談窓口」

電 話：03-5767-7123

F A X：03-3764-3760

受付時間 … 9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）